



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

224	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
225	〃	(〃).....	2
226	〃	(〃).....	2
227	〃	(〃).....	3
228	〃	(〃).....	3
229	〃	(〃).....	3
230	〃	(〃).....	4
231	〃	(〃).....	4
232	〃	(〃).....	5
233	〃	(〃).....	5
234	〃	(〃).....	5
235	〃	(〃).....	6
236	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	6
237	生活保護法による指定施術機関の廃止	(〃).....	6
238	生活保護法による指定医療機関の休止	(〃).....	7
239	生活保護法による指定医療機関の辞退	(〃).....	7
240	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	7
241	〃	(〃).....	8
242	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	8
243	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	8
244	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	8
245	〃	(〃).....	9
246	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	9
247	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
248	道路の供用開始	(〃).....	10
249	道路の区域変更	(〃).....	10
250	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	11
251	土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	11
252	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定 の解除	(港湾空港振興課).....	12
253	港湾法による放置等禁止区域の指定	(〃).....	13

○ 選挙管理委員会告示

14	政治団体の届出事項の異動の届出	13
15	資金管理団体の指定の取消しの届出	14
16	政治団体の解散の届出	14
17	政治団体の設立の届出	15

18 資金管理団体の届出 16
19 平成6年和歌山県選挙管理委員会告示第29号（政治団体の異動）の一部訂正 16

告 示

和歌山県告示第224号

和歌山県田辺市上三栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月16日から平成29年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上三栖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上三栖の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第225号

和歌山県田辺市本宮町本宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月16日から平成29年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町本宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町本宮の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第226号

和歌山県和歌山市西田井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市

- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から平成29年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西田井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西田井の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第227号

和歌山県東牟婁郡串本町二色の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町二色の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町二色の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第228号

和歌山県東牟婁郡串本町高富の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町高富の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町高富の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第229号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成20年5月1日から平成22年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第230号

和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成29年10月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第231号

和歌山県海草郡紀美野町菅沢・田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町菅沢・田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町菅沢・田の各一部地区
- 5 認証年月日

平成30年2月19日

和歌山県告示第232号

和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成28年10月14日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第233号

和歌山県田辺市新庄町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年2月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市新庄町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市新庄町の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年2月19日

和歌山県告示第234号

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成29年12月8日まで
- 3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区

5 認証年月日

平成30年2月19日

和歌山県告示第235号

和歌山県有田郡広川町大字唐尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成28年11月30日から平成29年12月8日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字唐尾の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字唐尾の一部地区

5 認証年月日

平成30年2月19日

和歌山県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
海南訪新 5-26	海南市	海南市南赤坂11	海南市訪問看護ステーション	海南市日方1272-40	平成 29. 12. 24

和歌山県告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日

海柔新 1-28	馬場隆延	きみの接骨院(柔道整復) 海草郡紀美野町小畑289-1	平成 30.1.4
海南新 42-25	石本純一	いしもと鍼灸整骨院(柔道整復) 海南市船尾241-8	平成 30.1.31
田柔 41-25	高野順次	だいち整骨院(柔道整復) 田辺市末広町3-34	平成 30.1.31

和歌山県告示第238号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	休 止 年月日
紀薬新 22-26	タイコー堂薬局粉河店	紀の川市粉河451-11	平成 29.12.1

和歌山県告示第239号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
東薬新 2-26	きのした薬局	東牟婁郡串本町西向837	平成 30.3.31

和歌山県告示第240号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年月日
海南訪新 9-29	海南市	海南市南赤坂11	海南市訪問看護ステーション	海南市日方1519-10	平成 29.12.25

新訪新 5-29	合同会社仁智	新宮市新宮5130-11	訪問看護ステーション仁智	新宮市仲之町一丁目2-11	平成 30.1.1
-------------	--------	--------------	--------------	---------------	--------------

和歌山県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新歯新 24-29	味八木歯科医院	新宮市神倉四丁目6-40	平成 30.2.8
田薬新 44-29	さくらの薬局上の山支店	田辺市上の山一丁目14-33	平成 30.3.1

和歌山県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
海柔新 2-29	馬場隆延	きみの接骨院（柔道整復） 海草郡紀美野町小畑26-5	平成 30.1.5

和歌山県告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービ スの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3012410 373	だるま	西牟婁郡上富田 町市ノ瀬2375	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	特定なし	特定非営利活 動法人はまゆ う作業所	田辺市上屋敷二 丁目18-6	平成 30.3.1

和歌山県告示第244号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第245号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字下モフケ1235番3地先から同町大字川関字中上ミ447番2地先まで	旧	21.10 } 30.84	45.10	県道那智山勝浦線との重用延長23.34メートルを含む。
同上	新	21.10 } 30.84	45.10	県道那智山勝浦線との重用延長23.34メートルを含む。

和歌山県告示第248号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字下モフケ1235番3地先から同町大字川関字中上ミ447番2地先まで

供用開始の期日 平成30年3月6日

和歌山県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字 中上ミ443番4地先から同町大字 浜ノ宮字中須道ノ下94番1地先 まで	旧	9.88 ） 24.35	898.36	一般国道42号との重用延長88.5 9メートルを含む。 川関橋 L=35.00 大谷橋 L=13.40 汐入橋 L=60.40

和歌山県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
田（13）、大角（41）、坂本（161）、後畑（290）、寺原1（293）、安井（295）、西の川（299）、北野（300）、奥佐々（302）、中津川（303）、国木原（304）、上岡（433）、奥佐々2（492）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害特別警戒区域の名称
三十井川（Ⅰ-2286）、三十井川1（Ⅱ-4299）、三十井川2（Ⅱ-4300）、三十井川3（Ⅱ-4301）、三十井川4（Ⅱ-4304）、三十井川5（Ⅱ-4306）、三十井川6（Ⅱ-4314）、姉子1（Ⅰ-1046）、姉子2（Ⅰ-3986）、姉子1（Ⅱ-4320）、姉子2（Ⅱ-4323）、姉子3（Ⅱ-4324）、姉子4（Ⅱ-4326）、東宮谷2（Ⅰ-982）、志どし（Ⅰ-994）、鳥居原（Ⅰ-1052）、皆瀬・露谷（Ⅰ-1055）、坂本3（Ⅰ-1079）、畑ヶ瀬（Ⅰ-2285）、山野市川1（Ⅰ-3981）、浅間2（Ⅰ-3999）、平川4（Ⅱ-4155）、平川5（Ⅱ-4157）、中ノ瀬（Ⅱ-4255）、和佐下和佐6（Ⅱ-4257）、和佐下和佐7（Ⅱ-4258）、坂野川7（Ⅱ-4372）、坂野川8（Ⅱ-

4373)、大又11(Ⅱ-4390)、大又12(Ⅱ-4391)、堂浦(Ⅱ-4461)、中ノ瀬2(Ⅳ-5003)、大又14(Ⅳ-5004)、大又15(Ⅳ-5005)、西ノ川(Ⅰ-1088)、ヲソ越エ(Ⅰ-1093)、梅原(Ⅰ-1096)、土居(Ⅳ-5006)、ハザノ谷・碓ノ谷(2)(Ⅰ-1098)、蛇原(Ⅰ-1099)、平野(Ⅰ-1101)、上平1(Ⅰ-1102)、曾ワ垣内(Ⅰ-1103)、寒川土居・碓ノ谷(1)(Ⅰ-4002)、小川(Ⅱ-4394)、寒川滝ノ上1(Ⅱ-4441)、寒川滝ノ上2(Ⅱ-4442)、寒川滝ノ上3(Ⅱ-4444)、寒川上西ノ川1(Ⅱ-4446)、東谷(Ⅱ-4450)、寒川朔日1(Ⅱ-4453)、寒川上西ノ川2(Ⅱ-4454)、朔日(Ⅱ-4457)、寒川朔日2(Ⅱ-4460)、寒川朔日3(Ⅱ-4463)、寒川朔日4(Ⅱ-4468)、寒川上西ノ川3(Ⅱ-4472)、寒川朔日5(Ⅱ-4475)、寒川下西ノ川1(Ⅱ-4476)、寒川中村1(Ⅱ-4478)、寒川西ノ谷1(Ⅱ-4479)、寒川西ノ谷2(Ⅱ-4480)、寒川西ノ谷3(Ⅱ-4481)、寒川中村2(Ⅱ-4483)、寒川下西ノ川2(Ⅱ-4484)、寒川中村3(Ⅱ-4485)、寒川中村4(Ⅱ-4486)、寒川中村5(Ⅱ-4487)、寒川下西ノ川3(Ⅱ-4488)、寒川下西ノ川4(Ⅱ-4489)、寒川中村6(Ⅱ-4490)、寒川下西ノ川5(Ⅱ-4491)、寒川中村7(Ⅱ-4494)、小棚垣内(Ⅱ-4497)、中村(Ⅱ-4498)、寒川下板3(Ⅱ-4545)、寒川滝ノ上4(Ⅲ-2630)、寒川1(Ⅲ-2633)、高野下1(Ⅱ-4512)、高野下2(Ⅱ-4514)、高野1(Ⅱ-4515)、下小薮川1(Ⅱ-4517)、下小薮川2(Ⅱ-4518)、下長志1(Ⅱ-4522)、下板2(Ⅱ-4523)、高野下3(Ⅱ-4524)、下長志2(Ⅱ-4526)、下長志3(Ⅱ-4527)、上板2(Ⅱ-4528)、下長志4(Ⅱ-4529)、上板3(Ⅱ-4530)、下長志5(Ⅱ-4534)、上長志1(Ⅱ-4538)、上長志2(Ⅱ-4539)、上長志3(Ⅱ-4540)、下西ノ川6(Ⅱ-4542)、寒川9(Ⅰ-50001)、寒川7(Ⅰ-50002)、寒川14(Ⅰ-50008)、寒川17(Ⅰ-50011)、寒川23(Ⅰ-50017)、寒川30(Ⅱ-50001)、寒川10(Ⅱ-50002)、寒川13(Ⅱ-50003)、寒川8(Ⅱ-50004)、寒川11(Ⅱ-50005)、寒川12(Ⅱ-50006)、寒川31(Ⅱ-50007)、寒川32(Ⅱ-50008)、寒川15(Ⅱ-50009)、寒川16(Ⅱ-50010)、寒川18(Ⅱ-50012)、寒川19(Ⅱ-50013)、寒川20(Ⅱ-50014)、寒川21(Ⅱ-50015)、寒川22(Ⅱ-50016)、寒川24(Ⅱ-50018)、寒川25(Ⅱ-50019)、寒川26(Ⅱ-50020)、寒川27(Ⅱ-50021)、寒川28(Ⅱ-50022)、寒川29(Ⅱ-50023)、寒川33(Ⅱ-50024)、寒川34(Ⅱ-50025)、寒川上小薮川1(Ⅱ-4499)、寒川上西ノ谷4(Ⅱ-4502)、寒川上小薮川2(Ⅱ-4503)、小薮垣内(Ⅱ-4504)、西ノ谷(Ⅱ-4506)、寒川下板1(Ⅱ-4510)、寒川上板1(Ⅱ-4511)、寒川2(Ⅲ-2634)、寒川滝ノ上5(Ⅲ-2635)、寒川滝ノ上6(Ⅲ-2636)、寒川上西ノ川4(Ⅲ-2637)、寒川上西ノ川7(Ⅲ-2638)、寒川上西ノ川8(Ⅲ-2640)、寒川朔日(Ⅲ-2645)、寒川4(Ⅲ-2649)、寒川5(Ⅲ-2650)、寒川6(Ⅲ-2651)、寒川高野上(Ⅲ-2654)、寒川上長志(Ⅲ-2655)、船津小津茂2(Ⅱ-4349)、船津小津茂1(Ⅱ-4343)、小津茂(Ⅰ-1014)、船津下滝本3(Ⅰ-3991①)、船津下滝本3(Ⅰ-3991②)、下滝本(Ⅰ-1016)、船津下滝本1(Ⅰ-3987)、船津下滝本2(Ⅰ-3988)、船津上滝本(Ⅰ-3990)、上滝本(Ⅰ-1018)、船津上滝本(Ⅱ-4346)、西原(Ⅰ-1021)、西原3(Ⅱ-4336)、大江(Ⅱ-4333)、船津坂本2(Ⅱ-4354)、坂本1(Ⅰ-1011)、船津坂本1(Ⅱ-4347)、岡本1(Ⅰ-1013)、船津岡本1(上段)(Ⅱ-4341(上段))、船津岡本1(下段)(Ⅱ-4341(下段))、船津岡本2(Ⅱ-4344)、蕨平(Ⅰ-1029)、三佐1(Ⅰ-1038)、田尻(Ⅰ-1040)、平岩(Ⅰ-1049)、原日浦平岩1(Ⅰ-3984)、三佐2(Ⅰ-3995)、田尻1(Ⅱ-4363)、田尻2(Ⅱ-4364)、三佐1(Ⅱ-4369)、三佐2(Ⅱ-4379)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第252号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成20年和歌山県条例第22号)第8条第4

項の規定により、次のとおり重点調整区域の指定を解除し、平成30年3月17日から適用することとしたので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

重点調整区域の指定を解除する区域

平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）で公示した和歌山下津港琴の浦地区の港湾区域内の重点調整区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第253号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域（港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用及び保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。）及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件（みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。）を、次のとおり指定し、平成30年3月17日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域に指定する区域

和歌山下津港琴の浦地区の港湾区域内のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

船舶（第1号から第6号までに掲げるものを除く。）及びその係留の用に供する工作物

(1) 国又は地方公共団体の所有する船舶

(2) 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

(3) 専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

(4) 専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶

(5) 専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶

(6) しゅんせつ船その他の作業船

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
東信介後援会	東圭祐	代表者	東圭祐	東和男	平成 30.1.9

阪中晃後援会	谷口義孝	代表者	谷口義孝	阪中晋	平成 29.11.2
畑山ゆたか後援会	藪内大輔	代表者	藪内大輔	岡崎光成	平成 30.1.9
木本真次後援会	山際治男	会計責任者	木本千代子	中西廣司	平成 29.8.1
世耕弘成湯浅町後援会	中井崇義	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町湯浅2512	有田郡湯浅町湯浅1290	平成 29.7.4
		代表者	中井崇義	総田章喜	
		会計責任者	竹井猛	中美二	
辻岡俊明後援会	辻岡秀志	代表者	辻岡秀志	林吉彦	平成 30.1.11
政樹会	高橋尚武	会計責任者	井上直樹	越智義浩	平成 18.4.2
ばば博文後援会	中嶋芳春	会計責任者	志賀加奈子	志賀基司	平成 28.5.8
高田もりゆき後援会	高田盛行	会計責任者	高田たかみ	佐々木和雄	平成 30.1.24
和電商組政治連盟	深見宗孝	代表者	深見宗孝	明山武夫	平成 29.5.19
		会計責任者	西川清	島田弘昭	
この敬二後援会	山田三代士	政治団体の名称	この敬二後援会	河野敬二後援会	平成 30.2.1

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
花田健吉	九十九会	平成 29.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党和歌山県港運支部	西村雅臣	平成 29.12.31
日本維新の会衆議院和歌山県第2選挙区支部	栄隆則	平成 29.12.31

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
坂口多美子後援会	西上勝美	平成 29.12.31
泉信也和歌山県港運支部後援会	西村雅臣	平成 29.12.31
泉信也和歌山県内航海運後援会	小林道明	平成 29.12.31
和歌山県海事運輸政策研究会	西村雅臣	平成 29.12.31
九十九会	花田健吉	平成 29.12.31
ばば博文後援会	中嶋芳春	平成 30.1.18
政樹会	高橋尚武	平成 30.1.18
御坊政経研究会	西川潔	平成 29.12.30

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第十六支部	遠藤富士雄	有田正男	和歌山市鳴神90-21	○	平成 30.1.19

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川端康史を支援する会	脇本和人	廣中謙一	和歌山市岡山丁40	平成 30.1.11
まさぎきこうへい後援会	正垣耕平	正垣耕平	西牟婁郡上富田町朝来326-445	平成 30.1.23
田村秀明後援会	田村秀明	田村仁美	海南市日方1201	平成 30.1.30
松田たけはる後援会	松田剛治	松田智子	西牟婁郡白浜町才野594-5	平成 30.1.31
田上明人後援会	田上明人	岡崎陪生	西牟婁郡上富田町市ノ瀬1758-1	平成 30.2.5

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
松田剛治	白浜町議会議員	松田たけはる後援会	西牟婁郡白浜町才野594-5	平成 30.1.31
田上明人	上富田町議会議員	田上明人後援会	西牟婁郡上富田町市ノ瀬1758-1	平成 30.2.3

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、社会民主党和歌山支部から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成6年和歌山県選挙管理委員会告示第29号（政治団体の異動）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

「藤 木 万 吉」を「藤 木 萬 吉」に訂正する。